

2019 年 外国為替円決済制度に関する情報開示

回答機関： 一般社団法人全国銀行協会

FMI が事業を行う法域： 日本国

FMI の規制・監督・オーパーサイトを行う当局： 日本銀行

開示日： 2019 年 7 月 31 日

他に開示している場所： なし

詳細の問合わせ先： 一般社団法人全国銀行協会

事務・決済システム部 外国為替円決済制度管理室

e-mail : fxycs@zenginkyo.or.jp

tel : +81-3-6262-6674

fax : +81-3-6262-6689

I 要旨

FMI の概要

国際取引の決済は、通常、その決済通貨が使用される国の金融センターの銀行間システムによって行われている。日本円に関しては、一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）が運営し、日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）を使用して行う外国為替円決済制度（以下「外為円決済制度」という。）がこれを行っている。

全銀協は、わが国における銀行の健全な発展を図るため、金融経済および銀行経営についての調査研究、銀行業務および銀行事務の改善に関する調査企画、銀行利用者の保護および利便向上に関する活動等を実施することにより、経済の成長と国民生活の繁栄に寄与することを目的としており、この目的を達成するための一制度として外為円決済制度を運営している。

外為円決済制度は、外国為替市場での売買に伴う円代金の支払いやコルレス先円勘定の振替、円建仕向送金取引など、外国為替取引に伴う銀行間の大口を含む円資金に関する支払指図の送受信、決済を行う制度であり、その交換決済事務処理は、全銀協が日本銀行に対して委託し、日銀ネット（日本銀行とその取引先金融機関との間の資金や国債の決済をオンライン処理により効率的かつ安全に行うことを目的として構築された決済インフラ）を利用して行われている。

外為円決済制度は、中央銀行マネーによる即時グロス決済（RTGS：Real-Time Gross Settlement）で実施される。

参加者

2019年6月末現在の外為円決済制度の参加銀行は、日銀ネットに直接参加して外為円決済事務を行う加盟銀行（26行）、加盟銀行に外為円決済事務を委託して間接的に参加する決済制度事務委託銀行（173行）およびCLS銀行の合計200行である。

【参加金融機関数】（2019年6月末現在）

	参加銀行		
		加盟銀行	決済制度事務委託銀行
都市銀行	5	4	1
地方銀行	64	0	64
信託銀行	7	3	4
第二地銀協加盟行	35	1	34
外国銀行	55	12	43
信金中金・信金	23	2	21
その他（注1）	10	4	6
合計	200（注2）	26	173

（注1）「その他」は、ソニー銀行、住信SBIネット銀行、イオン銀行、大和ネクスト銀行、SBJ銀行、新生銀行、あおぞら銀行、商工組合中央金庫、全国信用協同組合連合会、農林中央金庫。

（注2）表中には、CLS銀行（通常決済のみを行う参加銀行）を含む。

法的・規制上の枠組み

外為円決済制度を運営する全銀協は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「法人法」という。）にもとづく一般社団法人であり、全銀協の総会で決議された「一般社団法人全国銀行協会定款」（以下「全銀協定款」という。）において、外為円決済制度の運営を全銀協の事業の一つとして規定している。

外為円決済制度を直接規定する法規制はないが、外為円決済制度は、本邦における取引法制にもとづいた「外国為替円決済制度規則」（以下「外為円規則」という。）や「外国為替円決済制度施行細則」（以下「外為円細則」という。）等により整備されている。外為円規則では外為円決済制度の組織および業務の方法について規定しており、外為円細則では外為円規則の運営上必要な事項を規定している。

外為円決済制度は、日本銀行によるオーバーサイトの対象となっている。

主たるリスク

外為円決済制度では、法的基盤の確実性を確保している。また、中央銀行マネーによる RTGS を採用しており、外為円決済制度の運営主体である全銀協に起因する信用リスクや資金流動性リスクは想定されない。したがって、想定される主たるリスクはオペレーショナルリスクである。

リスク管理

外国為替円決済制度の運營業務を含む全銀協における業務等については、決裁者や手続き等を定めた全銀協の内部規定に沿って行われているほか、全銀協の事務局内に設置している内部監査室の業務監査・会計監査等を受けている。なお、外為円決済制度の運営に係る特別会計を含む全銀協の財務監査については、監査法人による外部監査を受けている。

また、全銀協、日本銀行、参加銀行において被災やシステム障害等の緊急事態が発生した場合については、外為円規則等¹で対応を規定しており、その実効性については BCP 訓練等を年次で定期的実施することで確認している。

Ⅱ 前回の情報開示以降の重要な変更点の要約

今回は、外為円決済制度の第 3 回目の開示であり、第 2 回の開示からの重要な変更点は、以下の事項である。

- ・各原則毎ではなく、「重要な考慮事項」毎の詳細な説明内容を記載。
- ・「Ⅳ 原則毎の要約の説明的開示」において、主に「原則 2：ガバナンス」、「原則 15：ビジネスリスク」、「原則 17：オペレーショナルリスク」、「原則 19：階層的参加要件」の記載内容を充実。

Ⅲ FMI の背景全般

<歴史>

外国為替取引に伴う銀行間の円資金の決済は、旧来、海外の銀行から支払指図を受けた銀行が、その支払指図と日銀小切手を受取銀行に交付し、受取銀行は日銀小切手を日本銀行に持ち込むという方法で行われていた。しかし、日本経済の国際化により、円が国際的取引の決済通貨として頻繁に使用されるようになったことから、決済の円滑化と安全性を図るため、社団法人東京銀行協会²（以下「東銀協」という。）は、1980 年 10 月に外為円決済制度をスタートさせた。

¹ 外為円決済制度では、規則・細則に従い、緊急事態が発生した場合に備え、実務的なマニュアルとなる「緊急事態が発生した場合における交換決済手続きに関する取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）を定めている。

² 現在の全銀協の前身。東銀協は 2011 年 4 月 1 日、一般社団法人に移行するとともに、当時任意団体であった全国銀行協会からすべての事業を譲り受け、「一般社団法人全国銀行協会」と名称を変更した。

この制度は、当初、東銀協において参加銀行が支払指図書の交換を行い、各銀行の支払額と受取額との差額（交換尻）を算出し、日本銀行における当座預金の振替によって決済した。1989年3月から、これらの処理は東銀協（現在は全銀協）から日本銀行へ業務委託され、日銀ネットを介してオンライン処理されている。

その後、1998年には東銀協をセントラル・カウンターパーティとする制度に移行するとともに、国際基準に合致した決済リスク対策を導入して、時点ネット決済と併存するかたちで支払指図1件毎に決済するRTGSモードを新設した。また、2002年5月にはCLS銀行が外為円決済制度に参加して、CLS決済（多通貨同時決済）を開始した。2008年10月には、それまでの時点ネット決済方式を日本銀行の当座預金決済を利用した次世代RTGS（流動性節約機能付）に全面的に移行し、時点ネット決済方式やこれに伴う担保・流動性供給スキームを廃止するとともに、東銀協はセントラル・カウンターパーティではなくなった。

直近は2015年10月の新日銀ネット³の全面稼動により、外為円決済制度の通常口支払指図の交換時間帯を午前8時30分～午後7時に延長し、2016年2月からは同交換時間帯を午後9時まで拡大した。

1980年10月	外国為替円決済制度発足（立会交換）
1989年3月	日銀ネットによるオンライン・ネットワークシステム化
1992年12月	BCCI事件に対応して、一時停止措置を導入
1994年12月	外為市場売買の「内一内」取引決済にも外為円決済を使用できる旨決議（居住者間スポット物以降取引の外為円決済への一本化：手形交換決済からシフト、外為円決済の全国展開：地域金融機関の参加増加）
1998年12月	新外国為替円決済制度に移行（東銀協をセントラル・カウンターパーティとする制度）
2002年5月	CLS銀行の外国為替円決済制度参加（決済業務開始は同年9月）
2008年10月	全件RTGSに移行（日銀ネット当預決済の次世代RTGS稼動）
2015年10月	新日銀ネットの全面稼動に伴う稼動時間の延長
2016年2月	新日銀ネットの下での稼動時間の拡大

<事務処理に関する基本情報と実績統計>

外為円決済制度の取扱高は、2018年度においては、件数が約719万件、金額が約4,263兆41億円（1営業日当り、件数が29,456件、金額が17兆4,713億円）である。

³ 新日銀ネットは、(1) 最新の情報処理技術の採用、(2) 変化に対する高い柔軟性、(3) 高いアクセス利便性を基本コンセプトとして構築され、稼動時間の延長など2段階式（2015年10月に第1段階、2016年2月に第2段階）で実施された。

外国為替円決済制度の概況（2018 年度）

○交 換 高

（単位：件、億円）

年度・月中	総 交 換 高		前年度比 増減率		同時 決済		通常 決済	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
2017 年度	7,098,482 (28,973)	39,687,594 (161,990)	1.9	0.5	7,068,375 (28,851)	36,906,924 (150,641)	30,107 (123)	2,780,670 (11,350)
2018 年度	7,187,185 (29,456)	42,630,041 (174,713)	1.2	7.4	7,154,374 (29,321)	39,671,263 (162,587)	32,811 (134)	2,958,778 (12,126)

年度・月中	総 交 換 高		前年度比 増減率		同時 決済		通常 決済	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
2018 年 4 月	554,442 (27,722)	3,536,670 (176,834)	0.1	7.7	551,245 (27,562)	3,297,537 (164,877)	3,197 (160)	239,133 (11,957)
5 月	613,736 (29,226)	3,533,868 (168,279)	6.0	17.2	610,488 (29,071)	3,286,599 (156,505)	3,248 (155)	247,268 (11,775)
6 月	617,020 (29,382)	3,840,148 (182,864)	Δ2.0	14.6	614,447 (29,259)	3,577,534 (170,359)	2,573 (123)	262,614 (12,505)
7 月	599,108 (28,529)	3,526,536 (167,930)	3.5	9.7	596,517 (28,406)	3,292,406 (156,781)	2,591 (123)	234,130 (11,149)
8 月	611,239 (26,576)	3,330,958 (144,824)	3.7	4.7	608,409 (26,453)	3,119,330 (135,623)	2,830 (123)	211,628 (9,201)
9 月	559,968 (31,109)	3,482,199 (193,456)	Δ6.5	4.6	556,946 (30,941)	3,224,872 (179,160)	3,022 (168)	257,328 (14,296)
10 月	631,889 (28,722)	3,848,817 (174,946)	7.5	14.8	628,691 (28,577)	3,580,044 (162,729)	3,198 (145)	268,773 (12,217)
11 月	597,559 (28,455)	3,370,662 (160,508)	0.9	6.4	595,096 (28,338)	3,156,864 (150,327)	2,463 (117)	213,798 (10,181)
12 月	604,179 (31,799)	3,410,186 (179,483)	Δ0.6	0.0	601,798 (31,674)	3,192,247 (168,013)	2,381 (125)	217,939 (11,470)
2019 年 1 月	607,260 (31,961)	3,641,390 (191,652)	5.2	14.5	604,918 (31,838)	3,387,034 (178,265)	2,342 (123)	254,356 (13,387)
2 月	549,498 (28,921)	3,302,196 (173,800)	Δ0.7	0.0	547,122 (28,796)	3,048,940 (160,471)	2,376 (125)	253,256 (13,329)
3 月	641,287 (32,064)	3,806,411 (190,321)	Δ1.3	Δ2.4	638,697 (31,935)	3,507,857 (175,393)	2,590 (130)	298,554 (14,928)

（注）カッコ内は 1 日当りの件数・金額。

外為円決済制度の組織概要

外為円決済制度を運営する全銀協は、法人法にもとづく一般社団法人であり、2019年6月末現在、191行（54外国銀行を含む）、3銀行持株会社、58各地銀行協会から構成される。

全銀協の理事会は、法人法および全銀協定款にもとづき設置されており、そのメンバーは銀行の頭取などから選任しているほか、監事のうち1名を法人運営に知見を有する民商法の法律学者から選任しており、2019年6月末現在、理事17名、監事4名が就任している。

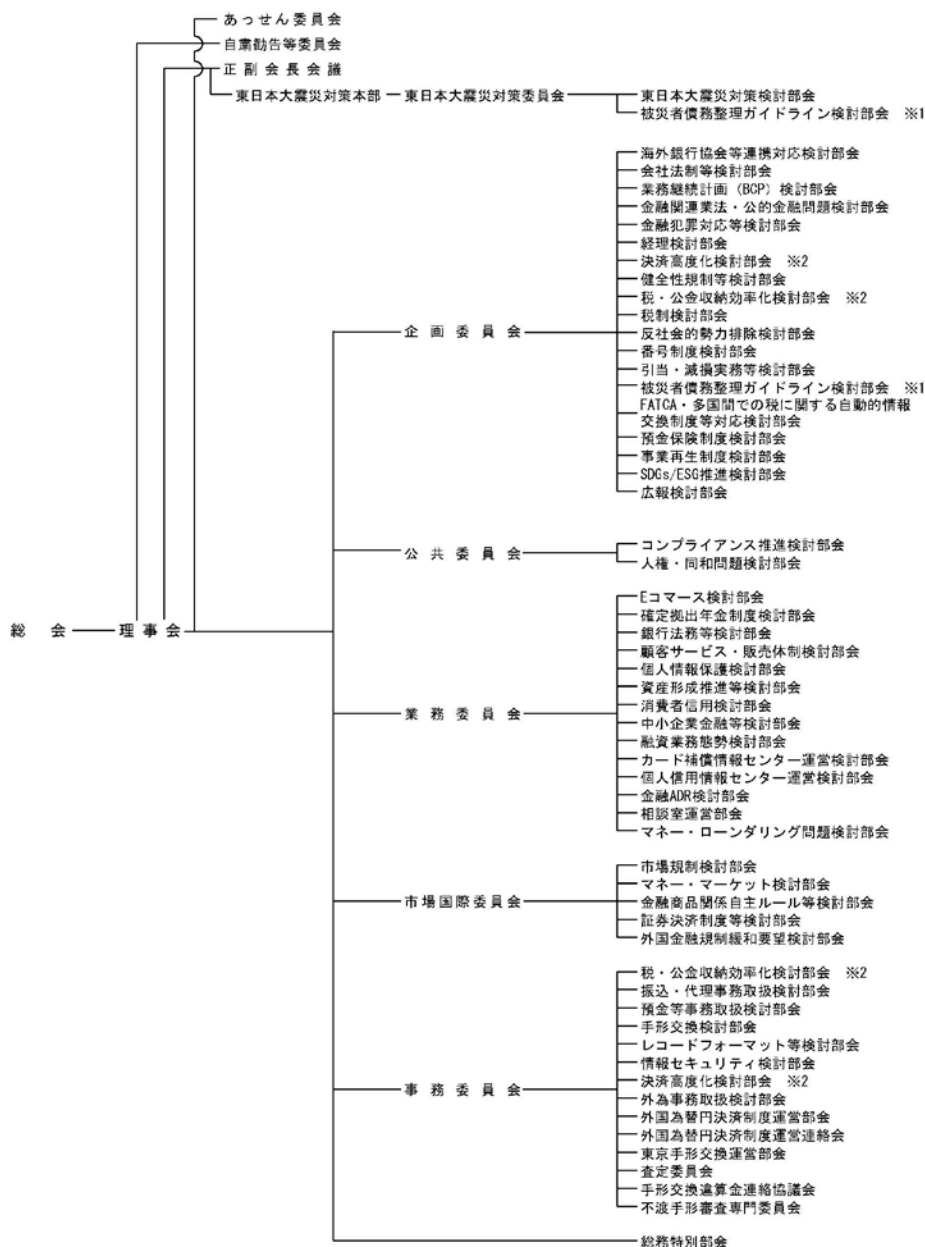
全銀協の理事会の下には各業務を担当する委員会があり、事務委員会の所管事項の中には「決済システムに関する事項」があることから、外為円決済制度は事務委員会の管轄下にある。そのメンバーは、銀行の専務取締役・常務取締役などから選任しており、2019年6月末現在、委員11名が就任している。

事務委員会の下部には外国為替円決済制度運営部会（以下「運営部会」という。）があり、外為円決済の円滑な運営を図るため、外為円決済制度の運営に関する事項および事務委員会から委嘱された事項について検討している。そのメンバーは、銀行の次課長級などで構成しており、2019年6月末現在、委員13名が就任している。

また、外国為替円決済制度運営連絡会（以下「運営連絡会」という。）も設置されており、外為円決済制度の業務の運営に関し適宜連絡を行い、参加銀行相互の意思疎通を図っている。そのメンバーは、銀行の部長級などで構成しており、2019年6月末現在、委員17名が就任している。

一般社団法人全国銀行協会委員会組織図

(2019. 4. 1)

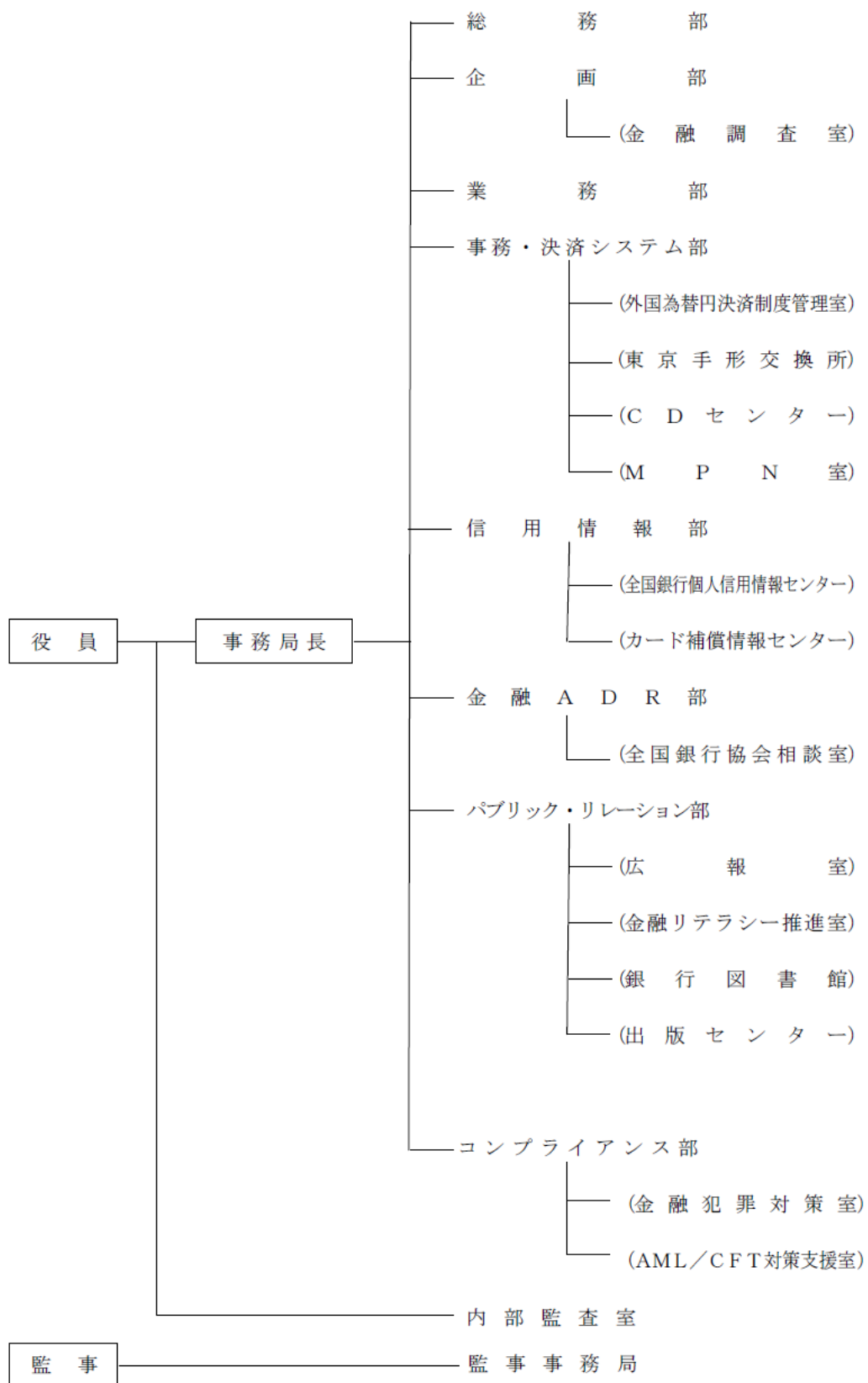


※1 東日本大震災対策委員会と企画委員会の共管

※2 企画委員会および事務委員会の共管

また、全銀協は、これらの会議の運営をはじめ、事務局を設置し、業務を行っている。
事務局組織の概要は、下図のとおりである。

一般社団法人全国銀行協会事務局組織図 (2019年6月13日現在)



法的小および規制上の枠組み

<法的構造>

外為円決済制度を直接規定する法規制はないが、外為円決済制度は、本邦における取引法制にもとづいた外為円規則や外為円細則等により整備されている。

<所有権構造>

外為円決済制度の運営主体は全銀協であり、交換決済事務の処理を日本銀行に委託している。

<外為円決済制度の活動に係る重要な各側面の法的基礎>

外為円決済制度の関係する法域は日本のみであり、本邦における取引法制にもとづいて整備されている外為円規則、外為円細則等が法的基盤となっている。外為円規則等において、中央銀行マネーによる RTGS を加盟銀行に義務づけることにより、外為円決済制度の業務において重要な側面である決済のファイナリティを確保している。

外為円規則等を改正する際は、参加銀行への意見照会や運営部会における検討を行うとともに、本邦の諸法制との整合性に係る全銀協内部のリーガル部門のチェックを経ることにより、法的基盤の確実性を確保している。事務委員会または理事会における決議およびその過程における日本銀行との協議を行っている。

<外為円決済制度の規則・監督・オーバーサイトの枠組み>

外為円決済制度は、日本銀行によるオーバーサイトの対象となっている。

システムの設計と運用

<外為円決済制度の運営>

外為円決済制度を運営する全銀協では、外為円決済に係る交換決済およびこれに関連する業務や外為円決済に関する資料の収集および配付等を行っている。

<日本銀行への事務委託>

全銀協は日本銀行に対し、支払指図の電文の伝送およびこれに付随する事務や外為円決済に関する統計資料の作成および配付の事務処理を委託している。その事務処理は、日本銀行とその取引先金融機関との間の資金や国債の決済をオンライン処理により効率的かつ安全に行うことを目的として構築された日銀ネットを利用して行われている。

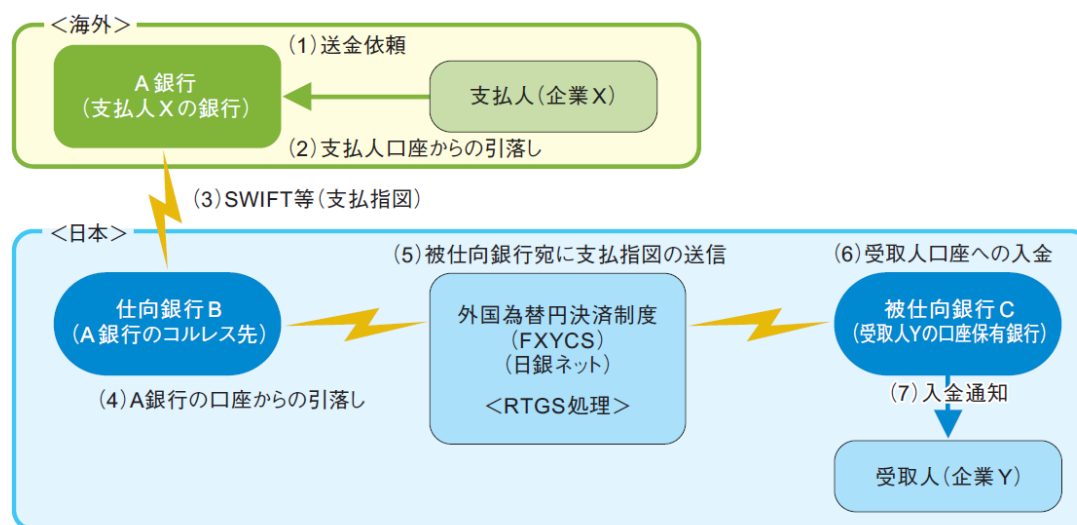
<外為円決済のシステム運用時間帯>

支払指図の交換は銀行営業日に行い、その時間帯は、同時決済口⁴支払指図については午前8時30分から午後3時まで、通常口⁵支払指図については午前8時30分から午後9時までである。

なお、交換決済手続き等を規定している外為円細則において、支払指図の交換時間帯としてコアタイムを定めており、午前9時から午後3時までとしている。なお、CLS 銀行との間で交換される通常口支払指図による決済の取扱いについては別途定めている。

<決済の仕組み>

外為円決済取引の流れと外為円決済制度の関わりは下図の例のとおりである。



- ① 海外の送金依頼人 X が、取引銀行である A 銀行に日本の受取人 Y 宛に円建て送金の依頼を行う。
- ② 送金依頼人の銀行 A 銀行は、送金依頼人 X の外国通貨建ての口座から送金金額相当額を引き落とすとともに、A 銀行の日本所在のコルレス先である B 銀行（外為円決済制度の仕向銀行）に対し、受取人 Y の口座保有銀行である C 銀行（外為円決済制度の被仕向銀行）にある受取人 Y の口座に入金するよう SWIFT 等を利用して支払指図を送信する。
- ③ 仕向銀行 B は、コルレス円口座から支払指図記載の送金金額を引き落とし、被仕向銀行 C に対して、受取人 Y の口座に支払うよう外為円決済制度を通じて支払指図する。
- ④ 指図を受けて、外為円決済制度（日銀ネット）では、上記③の支払指図は RTGS で決

⁴ 同時決済口においては、「待ち行列機能」と「複数指図同時決済機能」から成る流動性節約機能付き RTGS を利用する。

⁵ 通常口においては、同時決済口における流動性節約機能はない RTGS を利用する。外為円決済制度取扱要領（以下「取扱要領」という。）では、CLS 決済に係る支払指図を除き、原則として、通常口支払指図電文の入力は行わない（ただし、顧客の要請による急ぎの指図で、事前に被仕向銀行に連絡を行ったものについてはこの限りではない）ものとしている。

済され、B 銀行と C 銀行間で日銀当座預金の振替が行われるとともに、C 銀行に支払指図が配信される。

- ⑤ 被仕向銀行である C 銀行は受取人 Y の口座に入金するとともに、受取人 Y に入金通知を行う。

＜支払指図の種類について＞

支払指図は、同時決済口支払指図電文と通常口支払指図電文の 2 種類があり、それぞれ顧客宛送金: CUSTOMER TRANSFER と銀行宛送金: BANK TRANSFER に区分される。

取引種類は、コルレス預金振替、外為売買代金＜内ー外＞、輸出決済代金、輸入決済代金、送金、証券外為、送金カバー、外為売買代金＜内ー内＞、その他がある。

IV 原則毎の要約の説明的開示

FMI 原則において、外為円決済制度は、資金決済システムに該当し、原則 1、原則 2、原則 3、原則 4、原則 5、原則 7、原則 8、原則 9、原則 13、原則 15、原則 16、原則 17、原則 18、原則 19、原則 21、原則 22 および原則 23 の適用を受ける。

その一方で、外為円決済制度は、FMI 原則が定める CCP（清算機関）ではないことから、原則 6、原則 14 は適用対象外であるほか、CSD（証券集中保管機関）、SSS（証券決済システム）および TR（取引情報蓄積機関）のいずれにも該当しないことから、原則 10、原則 11、原則 20 および原則 24 についても対象外である。

また、原則 12 は、外為円決済制度が価値交換決済システムではないことから、適用対象外である。

外為円決済制度における原則毎の対応状況は、以下のとおりである。

原則 1：法的基盤

FMI は、関係するすべての法域において、業務の重要な側面についての、確固とした、明確かつ透明で執行可能な法的基盤を備えるべきである。

重要な考慮事項 1：法的基盤は、関係するすべての法域について、FMI の業務の重要な側面に関する高い確実性を与えるべきである。

外為円決済制度の関係する法域は日本（日本法）のみであり、本邦における取引法制にもとづいて整備されている外為円規則、外為円細則等が法的基盤となっている。

外為円規則等において、中央銀行マネーによる RTGS を加盟銀行に義務づけることにより、外為円決済制度の業務において重要な側面である決済のファイナリティを確保している。

重要な考慮事項 2：FMI は、明確で、理解しやすく、関係する法規制と整合的な、規則・手続・契約を備えるべきである。

外為円規則等は、外為円決済制度の参加銀行に対して開示し、随時、質問等を受け付けている。

外為円規則等の制定の際およびその後の改正の際には、参加銀行への意見照会や運営部会における検討を行うとともに、本邦の諸法制との整合性に係る全銀協内部のリーガル部門のチェックを経ている。

また、その際、事務委員会または理事会における決議およびその過程における日本銀行との協議を行うことになっている。

重要な考慮事項 3：FMI は、その業務の法的基盤を、関係当局、参加者および（関係する場合には）参加者の顧客に対して、明確かつ理解しやすい方法で説明できるようにすべきである。

外為円規則および外為円細則は、全銀協ウェブサイトで公表されている。

また、その他の規程類についても、参加銀行がアクセスできるウェブサイトで掲載しているほか、それらの改正時には、改正箇所・理由を明示したうえで日本銀行や参加銀行に周知している。

重要な考慮事項 4 : FMI は、関係するすべての法域において執行可能な規則・手続・契約を備えるべきである。そうした規則や手続に基づいて FMI によって取られる措置が、無効とされたり、覆されたり、差止めの対象となったりしないことについて、高い確実性が存在すべきである。

外為円決済制度は、本邦における取引法制にもとづいて整備されている外為円規則等を法的基盤としており、高い信頼性を持って執行可能である。

外為円規則等は、本邦の取引法制を根拠として設けられており、取引法制に違反しない形で制度化されている。このことは、外為円規則等の制定過程で、運営部会の委員（実務担当者）や全銀協内部のリーガル部門のチェックを受けることで担保している。

なお、過去、外為円決済制度に関する業務または取極めが執行不能とされたことはない。

重要な考慮事項 5 : 複数の法域において業務を行っている FMI は、法域間における潜在的な法の抵触から生じるリスクを特定・軽減すべきである。

外為円決済制度は、本邦においてのみ業務を行っており、複数の法域において業務を行っていないことから、本事項については、対象外である。

原則 2 : ガバナンス

FMI は、明確かつ透明なガバナンスの取極めを設けるべきである。そうした取極めは、FMI の安全性と効率性を促進し、広く金融システム全般の安定などの関係する公益上の考慮事項と関係する利害関係者の目的に資するものであるべきである。

重要な考慮事項 1 : FMI は、その安全性と効率性を優先するとともに、金融システムの安定などの関係する公益上の考慮事項に明示的に資することを目的とすべきである。

外為円決済制度の運営主体である全銀協の目的は、全銀協定款において、「わが国における銀行の健全な発展を図るため、金融経済および銀行経営についての調査研究、銀行業務および銀行事務の改善に関する調査企画、銀行利用者の保護および利便向上に関する活動等を実施することにより、経済の成長と国民生活の繁栄に寄与すること」とされており、公益上の考慮事項を明示的に支援している。そのため、外為円決済制度に係る全銀協の業務は、安全性および効率性のいずれをも高い優先順位に位置付けて、外為円決済制度の円滑な運営を達成するために行われている。

重要な考慮事項 2 : FMI は、業務遂行と説明の明確かつ直接的な責任体制を定める、文書化されたガバナンスの取極めを備えるべきである。こうした取極めは、所有者、関係当局、参加者のほか、概略のレベルでは、公衆にも、開示すべきである。

全銀協の理事会および経営陣のガバナンスに関する取極めとして、広く一般に公表された法人法および総会で決議された全銀協定款（法務局等において開示請求することにより閲覧等が可能である。また、参加銀行のうち全銀協会員については、全銀協会員がアクセスできるウェブサイトに掲載している。）がある。

また、全銀協の理事会決議により「委員会規則」を定めており、同規則にもとづき外為円決済制度に係る銀行業務を所管する銀行の役員により構成される「事務委員会」を設置している。事務委員会は、委員会規則にもとづき、理事会から、決定権限の一部を移譲されており、また、同委員会の下部に外為円決済制度事案を検討する運営部会を設置して、外為円決済制度の運営に必要な事項を検討している。

外為円決済制度の運営業務等については、理事会決議により外為円規則を、事務委員会決議により外為円細則を定めており、外為円決済制度の運営等に関する事案の決議方法が

案件ごとに規定されている。

全銀協は、理事会決議により外為円決済制度の運営業務に関する事務を処理するために事務局を設置し、外為円決済制度の運営業務に関する事務を実施している。

なお、外為円規則等は全銀協ウェブサイトで公表されている。

また、その他規程類についても、参加銀行がアクセスできるウェブサイトで掲載しているほか、それらの改正時には、改正箇所・理由を明示したうえで日本銀行や参加銀行に周知している。

重要な考慮事項 3：FMI の取締役会（以下、それに相当するものを含む）の役割と責務は、明確に定められるべきである。また、メンバーの利害相反を特定・対処・管理する手続を含む、取締役会の機能に関する文書化された手続が存在すべきである。取締役会は、取締役会全体と各メンバーの双方の業績を定期的に評価すべきである。

全銀協の理事会は法人法および全銀協定款において権限および責務が定められており、理事会は法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督するとともに、代表理事・業務執行理事の選定・解職の権限を有する。また、理事会決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数の承認が必要とされている。

全銀協の理事会の下には各業務を担当する委員会があり、事務委員会の所管事項の中には「決済システムに関する事項」がある（委員会規則第3条）ことから、外国為替円決済制度は事務委員会の管轄下にある。なお、委員会規則第4条において、委員会は、理事行の専務・常務取締役クラスで構成されると定めている。

重要な考慮事項 4：取締役会は、その多様な役割を果たすための適切な能力とインセンティブを持つ相応しいメンバーにより構成されるべきである。通常、取締役会には、非業務執行のメンバーを含むことが必要である。

全銀協は、法人法および全銀協定款に則し監事を選任し、全銀協の適正な業務運営と財産管理等を確保するため、監事全員から構成される監事会を設置している。監事会では、当法人の理事の職務執行および事業報告や決算等について監査し、会長に対し当該監査報告を行う。2019年6月末現在、理事17名（うち外部理事15名）、監事4名（外部監事3名、内部監事1名）が就任している。

理事は、銀行界の代表として責任を有する立場や地位にある銀行の頭取などから選任し

ている。また、監事のうち1名を法人運営に知見を有する民商法の法律学者から選任するなど、いずれも適切な能力、経験、知識を備えている。

重要な考慮事項 5: 経営陣の役割と責務は明確に定められるべきである。FMI の経営陣は、FMI の運営やリスク管理の責務を果たすために必要となる十分な経験・多様な能力・高潔性（integrity）を備えるべきである。

全銀協を直接運営する役割を担う代表理事および業務執行理事については、法人法および全銀協定款において役割および責任が規定されており、理事会における互選により、代表理事のうち1名（会長）を銀行頭取等から、もう1名（副会長兼専務理事）および業務執行理事を事務局理事から選定しており、いずれも適切な能力、経験、知識を備えている。なお、代表理事および業務執行理事の職務の執行状況は、定期的に理事会に報告されている。

重要な考慮事項 6: 取締役会は、明確かつ文書化されたリスク管理制度を構築すべきである。こうした制度には、FMI のリスク許容度に関する方針を含め、リスクに関する諸決定についての遂行と説明の責任を割り当て、危機時や緊急時の意思決定を取り扱うべきである。ガバナンスの取極めは、リスク管理と内部統制の機能が、十分な権限、独立性、資源および取締役会へのアクセスを有していることを確保すべきである。

外為円決済制度におけるリスク管理については、全銀協事務・決済システム部外国為替円決済制度管理室において各種リスク管理を行っている。具体的には、理事会で決議された外為円規則等に沿って、被災やシステム障害等への対応を行っている。なお、外為円規則等で定める措置の一部（緊急事態が長期間にわたることが予想される場合の措置等）については、理事会での決議を必要とする。

外為円決済制度は2008年10月から日銀ネット当座預金系のRTGSによる即時処理(RTGS)を全面的に導入していることからオペレーショナルリスクを除くリスクは基本的には想定されておらず、また外為円決済制度の交換決済事務処理は日本銀行に委託している。

また、リスク管理についても、制度運営の基本的な方針である外為円決済制度の円滑な運営という目的に照らし合わせた制度運営・管理が遂行されている。

なお、外為円決済制度の運営業務を含む全銀協の業務等の監査については、全銀協の事務局の中に「内部監査室」が設置されており、業務監査、会計監査等を行い、専務理事に

直接報告するとともに、全銀協理事会に報告することとされている。また、外為円決済制度の運営に係る特別会計（外国為替円決済制度特別会計）を含む全銀協の財務監査については、監査法人による外部監査が行われている。

重要な考慮事項 7：取締役会は、FMI の制度設計・規則・全体的な戦略・重要な決定事項が直接・間接参加者などの関係する利害関係者の正当な利益を適切に反映していることを確保すべきである。重要な決定事項は、関係する利害関係者と（市場への広範な影響がある場合には）公衆に対し、明確に開示すべきである。

外為円決済制度における意思決定機関は、上述「Ⅲ. FMI の背景全般」の「外為円決済制度の組織概要」のとおり、一義的には理事会が業務執行に関する意思決定の権限を有するが、その下部に外為円決済制度を所管する事務委員会があり、一部権限が委譲されている。また、事務委員会の下部に運営部会があり、外為円決済制度の円滑な運営を図るため、外為円決済制度の運営に関する事項および事務委員会から委嘱された事項について検討している。委員構成は、全銀協正会員のうち、外為円決済取扱高上位 10 行および当該 10 行に含まれていない業態代表各 1 行ならびに事務局の次課長級とされている。

さらに、運営連絡会も設置されており、外為円決済制度の業務の運営に関し適宜連絡を行い、参加銀行相互の意思疎通を図っている。

なお、外為円規則等は全銀協ウェブサイトで公表されている。

また、その他規程類についても、参加銀行がアクセスできるウェブサイトで掲載しているほか、それらの改正時には、改正箇所・理由を明示したうえで日本銀行や参加銀行に周知している。

原則 3 : 包括的リスク管理制度

FMI は、法的リスク・信用リスク・資金流動性リスク・オペレーショナルリスクなどのリスクを包括的に管理するための健全なリスク管理制度を設けるべきである。

重要な考慮事項 1 : FMI は、FMI に発生する、または FMI が被る様々なリスクを特定・計測・モニター・管理できるよう、リスク管理の方針・手続・システムを備えるべきである。リスク管理制度は定期的に見直されるべきである。

外為円決済制度におけるリスク管理については、全銀協事務・決済システム部外国為替円決済制度管理室において、各種リスクを包括的に管理している。外為円決済制度では、全銀協を介することなく、銀行間の資金決済に中央銀行マネーによる RTGS を採用しており、外為円決済制度の運営主体である全銀協に起因する信用リスクや資金流動性リスクは想定されないことから、想定される主たるリスクはオペレーショナルリスクである。

全銀協における業務等については、決裁者や手続き等を定めた全銀協における内部規程に沿って行われているほか、全銀協の事務局に設置している内部監査室の業務監査、会計監査等を受けている。なお、財務監査については、監査法人による外部監査を受けている。

また、全銀協、日本銀行、参加銀行において被災やシステム障害等の緊急事態が発生した場合については、外為円規則等で対応を規定しており、その実効性については BCP 訓練等を年次で定期的実施することで確認している。また、当該 BCP 訓練実施後に、参加銀行にアンケート調査を実施のうえ、リスク管理制度等について必要に応じて見直しを検討する体制をとっている。

重要な考慮事項 2 : FMI は、参加者や（関係する場合には）その顧客に対して、各自が FMI にもたらすリスクを管理・抑制するインセンティブを与えるべきである。

外為円決済制度においては、日本銀行から提供される計数をベースに、取扱要領に定める支払指図電文の送信に関する申合せ（午前 11 時までに 1 日の同時決済口支払指図の取扱量のうち件数の 65%、金額の 55%（待機された同時決済口支払指図を含む。）を送信する）の遵守状況をモニターし、遵守状況の芳しくない銀行に対して遵守要請等の対応を行うことで、同時決済口支払指図電文の入力時間帯（午前 8 時 30 分から午後 3 時）において、決済のすくみ（他行からの資金投入がないために自行が資金投入できない）が発生しないようにしている。

重要な考慮事項 3 : FMI は、相互依存関係の結果として他の主体（他の FMI、決済銀行、流動性供給主体、サービス業者など）との間に生じる重要なリスクを定期的に点検するとともに、これらのリスクに対処するための適切なリスク管理手法を構築すべきである。

相互依存関係のある他の主体としては、日本銀行、加盟銀行が該当する。これらの主体から生じ得る重要なリスクは、信用リスク、資金流動性リスクのほかオペレーショナルリスクのうちのシステムリスクであるが、外為円決済制度は 2008 年 10 月から日銀ネット当座預金系の RTGS による即時処理（RTGS）を全面的に導入していることからオペレーショナルリスクを除くリスクは基本的には想定されていない。また、外為円決済制度の交換決済事務処理は日本銀行に委託しており、日本銀行においてリスク管理にかかる基本的な方針等が制定され、リスクの特定および統制状況や対応策の確認がなされている。

重要な考慮事項 4 : FMI は、継続事業体として不可欠な業務・サービスが提供できなくなるとおそれのあるシナリオを特定し、再建や秩序立った撤退に関するあらゆる選択肢の実効性を評価すべきである。FMI は、その評価に基づき、再建や秩序立った撤退のための適切な計画を策定すべきである。また、可能であれば、関係当局に対して破綻対応の計画策定に必要な情報を提供すべきである。

外為円決済制度に関連するビジネスリスクとしては、極めて可能性は低いものの、①参加銀行が外為円規則等に違反した行為または自行システムの障害その他参加銀行の責に帰すべき事由によって全銀協に損害が生じるケース、②日銀ネットの障害や外為円決済制度の運営上の事故その他全銀協の責に帰さない事由により全銀協に損害が生じるケース、③運営主体としての制度運営やオペレーション上の事務ミス等の全銀協の責により損害が生じるケースや参加銀行が経費を支払わないケースが、考えられ得る。

外為円規則等では、以下の損害負担方法を規定している。

①参加銀行が外為円規則等に違反した行為または自行システムの障害その他参加銀行の責に帰すべき事由によって生じた損害は、当該参加銀行の負担（外為円規則 37 条 1 項・2 項）

②日銀ネットの障害、外為円決済制度の運営上の事故その他全銀協の責に帰さない事由により全銀協に生じた損害は、参加銀行の共同負担（同条第3項、同第15条）

③運営主体としての制度運営やオペレーション上の事務ミス等の全銀協の責により生じた損害や参加銀行が経費を支払わないことによる損害は、全銀協の資産の活用が想定されるほか、臨時経費分担金を参加銀行から徴収することができる仕組み（第15条）となっている。なお、過去に外国為替円決済制度の運営に関して損害が生じたことはなく、臨時経費分担金の徴収を行ったこともない。

なお、全銀協、日本銀行、参加銀行において被災やシステム障害等の緊急事態が発生した場合については、外為円規則等で対応を規定しており、その実効性については BCP 訓練等を年次で定期的実施することで確認している。

原則 4 : 信用リスク

FMI は、参加者に対する信用エクスポージャーや、支払・清算・決済の過程で生じる信用エクスポージャーを実効性をもって計測・モニター・管理すべきである。FMI は、各参加者に対する信用エクスポージャーを高い信頼水準で十分にカバーできるだけの財務資源を保持すべきである。また、より複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事している CCP、または複数の法域においてシステミックに重要な CCP は、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある 2 先の参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。他のすべての CCP は、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。

重要な考慮事項 1 : FMI は、その参加者に対する信用エクスポージャーや、支払・清算・決済の過程で生じる信用リスクを管理するための強固な制度を設けるべきである。信用エクスポージャーは、カレント・エクスポージャーやポテンシャル・フューチャー・エクスポージャー、あるいはその両方から生じ得る。

外為円決済制度では、銀行間の資金決済に中央銀行マネーによる RTGS を採用していることから、外為円決済制度自体は支払・清算・決済の過程で信用エクスポージャーを持たず、信用リスクは発生しない。

重要な考慮事項 2 : FMI は、信用リスクの源泉を特定し、信用エクスポージャーを定期的に計測し、モニターすべきであるとともに、こうしたリスクをコントロールするため、適切なリスク管理手法を利用すべきである。

外為円決済制度では、銀行間の資金決済に中央銀行マネーによる RTGS を採用していることから、外為円決済制度自体は支払・清算・決済の過程で信用エクスポージャーを持たず、信用リスクは発生しない。

重要な考慮事項 3 : 資金決済システムや SSS は、担保やこれと同等の財務資源を用いて、

各参加者に対するカレント・エクスポージャーと（存在する場合には）ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを高い信頼水準で十分にカバーすべきである（原則 5<担保>を参照）。時点ネット決済を採用している資金決済システムや SSS のうち、これら FMI が決済履行を保証せず、そのため参加者が支払・清算・決済の過程で生じる信用エクスポージャーに直面するケースでは、当該 FMI において最大の総信用エクスポージャーを生じさせるであろう 2 先の参加者とその関係法人について、少なくともそれらのエクスポージャーをカバーするだけの十分な財務資源を保持すべきである。

外為円決済制度では、銀行間の資金決済に中央銀行マネーによる RTGS を採用していることから、外為円決済制度自体は支払・清算・決済の過程で信用エクスポージャーを持たず、信用リスクは発生しない。

重要な考慮事項 4： CCP は、証拠金などの事前拠出型の財務資源を用いて、各参加者に対するカレント・エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを、高い信頼水準でカバーすべきである（原則 5<担保>および原則 6<証拠金>を参照）。加えて、より複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事している CCP、または複数の法域においてシステムミックに重要な CCP は、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある 2 先の参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。他のすべての CCP は、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。すべての場合において、CCP は、保持する財務資源総額の十分性を裏付ける根拠を文書化し、その額に関する適切なガバナンスの取極めを設けるべきである。

外国為替円決済制度は資金決済システムであり、本事項については対象外である。

重要な考慮事項 5 : CCP は、厳格なストレステストにより、極端であるが現実に関起り得る市場環境下での単独または複数の先の参加者破綻に際して利用可能な財務資源総額を決定し、その十分性を定期的に検証すべきである。CCP は、ストレステストの結果を CCP における適切な意思決定者に報告し、また、その結果を財務資源総額の適切性評価や金額の調整に活用するための明確な手続を備えるべきである。ストレステストは、標準的で事前に定められたパラメータや想定を用いて毎日実施すべきである。CCP は、現在および変化する市場環境に照らした上で CCP の破綻回避に足る財務資源の水準を決定するに当たっての適切性を確認するため、少なくとも毎月、採用しているストレスシナリオやモデルと、基本となるパラメータや想定に対して包括的で綿密な分析を行うべきである。清算対象商品や清算業務を提供する市場が高いボラティリティを示したり市場流動性が低下した場合や、CCP の参加者が抱えているポジションの規模・集中度が著しく増大した場合には、こうしたストレステストの分析をより高頻度で実施すべきである。CCP のリスク管理モデルの妥当性の全面的な検証は、少なくとも年に 1 回行われるべきである。

外国為替円決済制度は資金決済システムであり、本事項については対象外である。

重要な考慮事項 6 : CCP は、ストレステストを行うに当たって、破綻参加者のポジションと当該ポジションの流動化期間中に生じ得る価格変動の両方について、適切なストレスシナリオを広範に想定することの効果を考慮すべきである。こうしたストレスシナリオは、価格ボラティリティの過去最高値のうちストレスシナリオとして適切と判断されるものや、価格決定要因やイールドカーブなど他の市場要因の変化、様々な期間を想定して定義され得る複数先破綻、資金・資産市場において CCP の参加者破綻と同時に発生し得る市場の逼迫、極端であるが現実に関起り得る市場環境を様々な想定したフォワードルッキングな一連のストレスシナリオを含むべきである。

外国為替円決済制度は資金決済システムであり、本事項については対象外である。

重要な考慮事項 7 : FMI は、参加者の FMI に対するいかなる債務に関しても、単独または複合的な参加者破綻の結果として FMI が直面し得る信用損失について十分に対処する明確な規則・手続を設けるべきである。これらの規則・手続は、生じ得る未カバーの信用損失をどのように割り当てるのかについて扱うべきであり、流動性供給主体から借り入れる可能性がある資金の返済も含むべきである。こうした規則・手続では、FMI が安全かつ適切な方法で業務を継続できるよう、ストレスイベント下で FMI が実施する可能性がある財務資源の補填手続も示されるべきである。

外国為替円決済制度は中央銀行マネーの RTGS を採用しており、信用損失は想定していない。

なお、参加銀行が経費を支払わないことにより損害が生じたときは、外国為替円決済制度規則（第 15 条）等により、全銀協の総会で決議のうえ、臨時経費分担金を参加銀行から徴収することができる仕組みとなっている。

原則 5 : 担保

FMI は、自らまたは参加者の信用エクスポージャーを管理するために担保を要求している場合、信用リスク・市場流動性リスク・マーケットリスクの低い担保を受け入れるべきである。FMI は、保守的な掛目と担保資産の集中に関する上限を適切に設定し、実施すべきである。

外国為替円決済制度は、中央銀行マネーによる RTGS を採用していることから、参加銀行からの担保の差入れは不要なシステムとなっている。

原則 6 : 証拠金

CCP は、リスク量に基づいて運営され、定期的に見直しされている、実効性が確保された証拠金制度を通じて、すべての清算対象商品について参加者に対する信用エクスポージャーをカバーすべきである。

外国為替円決済制度は資金決済システムであり、本事項については対象外である。

原則 7 : 資金流動性リスク

FMI は、資金流動性リスクを実効性をもって計測・モニター・管理すべきである。FMI は、極端であるが現実に関り得る市場環境において最大の総流動性債務をもたらす可能性のある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオについて、同日中または必要に応じて日中・複数日の支払債務を高い信頼水準をもって決済できるだけの十分な流動性資源をすべての関連通貨について保持すべきである。

重要な考慮事項 1 : FMI は、参加者や、決済銀行・ノストロエージェント・カストディ銀行・流動性供給主体などの主体に起因する資金流動性リスクを管理するための強固な枠組みを有するべきである。

外為円決済制度は、中央銀行マネーによる RTGS を採用しており、決済に関して全銀協から加盟銀行に支払いを行う義務は生じないことから、全銀協自身の資金流動性リスクはない。

重要な考慮事項 2 : FMI は、日中流動性の使用を含め、決済および資金調達フローを継続的かつ適時のタイミングで特定・計測・モニターするために実効性のある運用方法や分析手段を備えるべきである。

外為円決済制度においては、日本銀行から提供される計数をベースに、取扱要領に定める支払指図電文の送信に関する申合せ（午前 11 時までに 1 日の同時決済口支払指図の取扱量のうち件数の 65%、金額の 55%（待機された同時決済口支払指図を含む。）を送信する）の遵守状況をモニターし、遵守状況の芳しくない銀行に対して遵守要請等の対応を行うことで、同時決済口支払指図電文の入力時間帯（午前 8 時 30 分から午後 3 時）において、決済のすくみ（他行からの資金投入がないために自行が資金投入できない）が発生しないようにしている。

重要な考慮事項 3 : 資金決済システムまたは SSS は、時点ネット決済を採用しているものを含め、極端であるが現実に関り得る市場環境において最大の総支払債務をもたらす可能性のある参加者とその関係法人の破綻を含み、

かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオについて、同日中（same day）、必要に応じて日中（intraday）や複数日に亘る（multiday）支払債務を高い信頼水準をもって決済できるだけの十分な流動性資源をすべての関連通貨について保持すべきである。

外国為替円決済制度は、中央銀行マネーによる RTGS を採用しており、本事項については対象外である。

重要な考慮事項 4： CCP は、極端であるが現実に関わり得る市場環境において最大の総支払債務をもたらす可能性のある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオについて、証券決済関連の支払や所要変動証拠金の返戻、他の支払債務を高い信頼水準をもって予定の時刻どおりに決済できるだけの十分な流動性資源をすべての関連通貨について保持すべきである。加えて、より複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事している CCP、または複数の法域においてシステミックに重要な CCP では、極端であるが現実に関わり得る市場環境において最大の総支払債務をもたらす可能性のある 2 先の参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオをカバーするだけの十分な流動性資源を保持することを検討すべきである。

外国為替円決済制度は資金決済システムであり、本事項については対象外である。

重要な考慮事項 5： 各々の通貨別に流動性資源の最低要件を満たすための FMI の適格流動性資源は、当該通貨を発行する中央銀行や信用力の高い商業銀行に有する現金、コミットされた貸出枠、コミットされた為替スワップ、コミットされたレポ、および保管・投資勘定に保有されている市場性の高い（資金調達の裏付け資産となる）担保資産である。この担保資産は、極端であるが現実に関わり得る市場環境においても、事前に取り極められた信頼性が高い資金調達手段によって直ちに利用でき、現金に転換できるものでなければならない。FMI が通常業務の一環として当該通貨を発行している中央銀行の与信へアクセスしている場合、当該アクセスを中央銀行与信の適格担保、（または中央銀行との間で他の適

切な形態の取引を実行するための適格担保）を保有している範囲において、最低要件を満たす一部に含めることができる。こうした流動性資源はすべて、必要となった際に利用できるものでなければならない。

外国為替円決済制度は、中央銀行マネーによる RTGS を採用しており、本事項については対象外である。

重要な考慮事項 6： FMI は、上記の最低要件としての適格流動性資源を補うものとして、他の形態の流動性資源を備えている場合がある。これらは、信頼できるかたちで事前に取り極めを交わしておくことができない、あるいは、極端な市場環境においては履行が保証され得ないものであるかもしれない。その場合であっても、これらの流動性資源は、売却可能性が高い資産として備えられたもの、またはアドホックな貸出や為替スワップ、レポの担保として認められたものでなければならない。たとえ FMI が通常業務の一環として中央銀行の与信にアクセスしていない場合でも、当該中央銀行によって一般的に受け入れられている担保資産はストレス環境下で市場流動性が高まる可能性があるため、FMI はどのような資産が中央銀行に担保として受け入れられているかを考慮しておくべきである。FMI は、緊急時の中央銀行与信の利用可能性を流動性調達計画の一部として想定すべきでない。

外国為替円決済制度は、中央銀行マネーによる RTGS を採用しており、本事項については対象外である。

重要な考慮事項 7： FMI は、最低要件としての適格流動性資源の供給主体各々について、当該 FMI の参加者であるか外部の主体であるかを問わず、流動性供給主体が自らに関わる資金流動性リスクを把握し管理するための十分な情報を得ていること、コミットされた流動性供給の取極めに基づき FMI の求めに応じて流動性を供給できる能力を有していることを、厳格なデューデリジェンスを通じて十分に確認しておくべきである。特定の通貨について、流動性供給主体の実行の信頼性を評価する場合には、流動性供給主体が当該通貨を発行する中央銀行の与信にアクセスできる可能性が考慮されるべきである。FMI は、流動性供給主体にあ

る流動性資源にアクセスする手続を定期的にテストするべきである。

外国為替円決済制度は、中央銀行マネーによる RTGS を採用しており、本事項については対象外である。

重要な考慮事項 8 : 中央銀行の口座や資金決済サービス、証券決済サービスにアクセスできる FMI は、それが実務に適していれば、資金流動性リスク管理を強化するためにこうしたサービスを利用すべきである。

外国為替円決済制度は、中央銀行マネーによる RTGS を採用しており、本事項については対象外である。

重要な考慮事項 9 : FMI は、厳格なストレステストを通じて流動性資源額を決定し、定期的にその十分性を検証すべきである。ストレステストの結果を FMI における適切な意思決定者に報告し、また、その結果を資金流動性リスク管理制度の適切さの評価や、その調整に活用するための明解な手続を備えるべきである。FMI は、ストレステストを行うに当たって、適切なストレスシナリオを広範に検討すべきである。こうしたストレスシナリオは、価格ボラティリティの過去最高値のうちストレスシナリオとして適切と判断されるものや、価格決定要因やイールドカーブなど他の市場要因の変化、様々な期間を想定して定義され得る複数先破綻、資金・資産市場において FMI の参加者破綻と同時に発生し得る市場の逼迫、極端であるが現実に関わり得る市場環境を様々な想定したフォワードルッキングな一連のストレスシナリオを含むべきである。また、ストレスシナリオは FMI の制度設計や運用を考慮すべきであり、重大な資金流動性リスクを FMI にもたらす可能性のあるすべての主体（例えば、決済銀行、ノストロエージェント、カストディ銀行、流動性供給主体、リンク先の FMI）を含むべきであり、それが適切であれば複数日の期間をカバーすべきである。すべてのケースで、FMI は、保持する全流動性資源の総額と形態を裏付ける根拠を文書化し、その額や形態に関する適切なガバナンスの取極めを設けるべきである。

外国為替円決済制度は、中央銀行マネーによる RTGS を採用しており、本事項については対象外である。

重要な考慮事項 10 : FMI は、個別または複合的な参加者破綻に際しても、同日中、必要に応じて日中や複数日に亘る支払債務を予定の時刻どおりに決済するための明確な規則・手続を設けるべきである。これらの規則・手続は、予期せぬ流動性不足の事態に対処しているべきであり、支払債務の同日中の決済を巻戻したり、取り消したり、遅延させることの回避を目的とするべきである。これらの規則・手続においては、FMI が安全かつ適切な方法で業務を継続できるよう、ストレスイベント時において実施する可能性のある流動性資源の補填手続も開示されるべきである。

外国為替円決済制度は、中央銀行マネーによる RTGS を採用しており、本事項については対象外である。なお、外為円決済制度は、「重要な考慮事項 2」に記載のとおり、支払指図電文の送信に関する申合せを規定している。

原則 8 : 決済のファイナリティ

FMI は、最低限、決済日中に、ファイナルな決済を明確かつ確実に提供すべきである。FMI は、必要または望ましい場合には、ファイナルな決済を日中随時または即時に提供すべきである。

重要な考慮事項 1 : FMI の規則・手続は、決済がいつの時点でファイナルとなるのかを明確に定義すべきである。

外為円決済制度は、中央銀行マネーによる RTGS を採用しており、直ちにファイナルとなる。また、支払指図は被仕向銀行に到達した時点で取消不能となることを外為円規則第 25 条において規定している。なお、ファイナルな決済が執行された際の通知等の支払指図の取扱い等については、日本銀行の「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（外国為替円決済制度関係事務）」（以下「日銀ネット利用細則」という。）に規定されるとともに、日本銀行のウェブサイトで公表されている。

重要な考慮事項 2 : FMI は、決済リスクを軽減するため、決済日中に、（より望ましくは）日中随時または即時に、ファイナルな決済を完了すべきである。LVPS または SSS は、RTGS または 1 日複数回のバッチ処理の導入を検討すべきである。

外為円決済制度では、支払指図電文にもとづいて、当日中にファイナルな決済が執行される。本邦の取引法制にもとづき外為円規則等が整備されており、中央銀行マネーによる RTGS が採用されていることから、ファイナリティの達成には高度の法的確実性が存在する。実際に、ファイナルな決済を翌営業日に繰り延べた経験はない。

重要な考慮事項 3 : FMI は、決済未了の支払・振替指図・その他の債務を参加者がいつの時点以降に取り消すことができなくなるのかについて明確に定義すべきである。

外国為替円決済制度では、支払指図は被仕向銀行に到達した時点で取消不能となることを外為円規則第 25 条において規定している。

支払指図が待ち行列に待機している間は、該当支払指図を送信した銀行において取消し可能であることや、支払指図に過誤があった場合で、仕向銀行が被仕向銀行の承諾を得た場合には取消しを行える（被仕向銀行は、仕向銀行を相手方として、当該支払指図と金額および決済方法を同じくする支払指図を行う）ことが、外為円決済規則等に規定されている。また、日本銀行との協議のうえでの支払指図電文入力時間帯の変更についても規定している。

原則 9 : 資金決済

FMI は、実務に適しかつ利用可能である場合には、中央銀行マネーで資金決済を行うべきである。FMI が中央銀行マネーを利用していない場合には、商業銀行マネーの利用から生じる信用リスクと資金流動性リスクを最小化するとともに、厳格にコントロールすべきである。

重要な考慮事項 1 : FMI は、信用リスクと資金流動性リスクを回避するため、実務に適しかつ利用可能である場合には、中央銀行マネーで資金決済を行うべきである。

外為円決済制度は、中央銀行マネーによる RTGS を採用している。また日本円建てのみで日本銀行の当座勘定を通じて決済される。

重要な考慮事項 2 : 中央銀行マネーが利用されない場合には、FMI は、信用リスクと資金流動性リスクが殆どまたは全くない決済資産を利用して、資金決済を行うべきである。

外為円決済制度は、中央銀行マネーによる RTGS を採用している。また日本円建てのみで日本銀行の当座勘定を通じて決済される。

重要な考慮事項 3 : 商業銀行マネーで決済を行う場合、FMI は、決済を行う商業銀行から生じる信用リスクと資金流動性リスクをモニタリング・管理・制限すべきである。特に FMI は、規制・監督体制、信用力、自己資本、資金流動性へのアクセスおよび事務処理上の信頼性を考慮した決済銀行に対する厳格な判断基準を設定し、その遵守状況をモニタリングすべきである。また、FMI は、決済を行う商業銀行に信用・資金流動性エクスポージャーが集中することについてもモニタリング・管理すべきである。

外為円決済制度は、商業銀行マネーではなく、中央銀行マネーによる RTGS を採用している。

重要な考慮事項 4 : FMI が自らの帳簿上で資金決済を行う場合は、信用・資金流動性リスクを最小化するとともに、厳格にコントロールすべきである。

外為円決済制度は、自らの帳簿上ではなく、中央銀行マネーによる RTGS を採用している。

重要な考慮事項 5 : FMI とその参加者が信用・資金流動性リスクを管理できるようにするため、FMI と決済銀行の法的な合意では、個々の決済銀行の帳簿上で振替が行われることになる時点、振替実行時に振替がファイナルとなること、受取資金が振替日当日の少なくとも終了時まで（理想的には日中）のできるだけ早くに振替可能とすべきであることを明確に規定するべきである。

支払指図は被仕向銀行に到達した時点で取消不能となることを外為円規則に規定している。また、ファイナルな決済が執行された際の通知等の支払指図の取扱い等については、日本銀行の日銀ネット利用細則において、明確に規定されている。なお、外為円決済制度は中央銀行マネーによる RTGS を採用しており、直ちにファイナルとなる。

原則 10：現物の受け渡し

**FMIは、金融商品やコモディティの現物の受渡しに関する債務を明確に規定すべきであり、
そうした現物の受渡しに関連するリスクを特定・モニタリング・管理すべきである。**

外国為替円決済制度は資金決済システムであり、本事項については対象外である。

原則 11：証券集中保管機関

CSD（証券集中保管機関）は、証券の完全性（integrity）の確保に資する適切な規則と手続を設けるとともに、証券の管理と移転に関連するリスクを最小化し、管理すべきである。CSD は、帳簿上の記載による証券決済（振替決済）のために、不動化または無券面化された形式で証券を保持すべきである。

外国為替円決済制度は資金決済システムであり、本事項については対象外である。

原則 12：価値交換型決済システム

FMI は、2 つの結び付いた債務の決済を伴う取引（例えば、証券取引や外国為替取引）を決済する場合、一方の債務のファイナルな決済を他方の債務のファイナルな決済の条件とすることにより、元本リスクを除去すべきである。

重要な考慮事項 1：価値交換型決済システムである FMI は、一方の債務のファイナルな決済が、それと結び付けられた債務のファイナルな決済が行われる場合にのみ実行されることを確保することにより、元本リスクを除去すべきである。その場合、FMI の決済がグロスベース（取引毎）かネットベースか、決済がファイナルとなるのがいつかは問わない。

外国為替円決済制度は価値交換型決済システムではないことから、本事項については対象外である。

原則 13：参加者破綻時処理の規則・手続

FMI は、参加者の破綻を管理するための実効的かつ明確に定義された規則や手続を設けるべきである。こうした規則や手続は、FMI が、その損失と流動性の逼迫を抑制し、債務の履行を継続するために適時の行動を取れるよう設計されるべきである。

重要な考慮事項 1：FMI は、参加者破綻時においても FMI の債務履行を継続可能とする規則・手続や、破綻後の財源補填に対処するための規則・手続を設けるべきである。

外為円決済制度は中央銀行マネーによる RTGS を採用しており、加盟銀行においては、送信した支払指図の送金額を上回る日本銀行当座預金残高を有する場合に限り、当該支払指図が即時決済される。加盟銀行は、日本銀行の提供するサービス（当座貸越や日銀ネットの流動性節約機能など）も使いながら資金流動性を確保することで、資金流動性リスクを適切に管理している。

外為円決済制度上、決済に関して全銀協から加盟銀行に支払いを行う義務は生じないことから、参加銀行の破綻により、日本銀行および参加銀行に対して債務を負うことは想定されない。そのため、外為円決済制度としての参加銀行破綻時処理に関する詳細な内部計画は具備していないものの、外為円規則上、参加銀行は「破産手続開始決定を受けたとき」に資格を喪失し、「営業状態が危殆に瀕したと認められる事実があったとき」に除名されるとの規定を置いている。あわせて、参加者破綻時には支払指図の交換を一時停止措置する規定（外為円決済制度規則第 33 条）も設けている。

重要な考慮事項 2：FMI は、その規則に定められた適切な裁量的手続を含め、参加者破綻時処理の規則・手続を実施する体制を十分に整えておくべきである。

外為円決済制度上、決済に関して全銀協から加盟銀行に支払いを行う義務は生じないことから、参加銀行の破綻により、日本銀行および参加銀行に対して債務を負うことは想定されない。外為円決済制度としての参加銀行破綻時処理に関する内部マニュアルを整備するとともに、緊急時の連絡体制に関する情報連携網を整備している。外為円規則上においても、参加銀行は「破産手続開始決定を受けたとき」に資格を喪失し、「営業状態が危殆に瀕したと認められる事実があったとき」に除名されるとの規定を置いている。あわせて、参加者破綻時には支払指図の交換を一時停止措置する規定（外為円決済制度規則第 33 条）も設けている。

重要な考慮事項 3 : FMI は、参加者破綻時処理に関する規則・手続の重要事項を公開すべきである。

「重要な考慮事項 1」および「重要な考慮事項 2」に規定した事項は外為円規則および外為円細則で規定されており、当該規則等は全銀協ウェブサイトで公表されている。

重要な考慮事項 4 : FMI は、クローズアウトの手続を含む参加者破綻時処理の手続の検証・見直しを行う際に、参加者などの利害関係者を関与させるべきである。そうした検証・見直しは、規則・手続が実務的であり実効性を持ち続けるために、少なくとも年に 1 回、あるいは規則・手続に重要な変更があった場合にはその都度、実施されるべきである。

外為円規則および外為円細則の規定の改正にあたっては、参加銀行の代表から構成される委員会や検討部会において、十分な審議・検討を行うとともに、必ず日本銀行との協議を行っている。また、関係法令が改正される場合には、参加者破綻時処理の手続きに係る影響の有無および対応等について必要に応じて全銀協内部のリーガル部門と連携している。

原則 14：分別管理・勘定移管

CCP は、参加者の顧客のポジションとこれらポジションに関して CCP に預託された担保の分別管理と勘定移管を可能とする規則と手続を設けるべきである。

外国為替円決済制度は資金決済システムであり、本事項については対象外である。

原則 15：ビジネスリスク

FMI は、ビジネスリスクを特定・モニター・管理するとともに、潜在的な事業上の損失が顕在化した場合に継続事業体としての業務とサービスを提供し続けることができるよう、こうした損失をカバーする上で十分な、資本を財源とするネットベースの流動資産を保有すべきである。さらに、ネットベースの流動資産額は、不可欠な業務とサービスの再建や秩序立った撤退を確実とするために常時十分なものとすべきである。

重要な考慮事項 1：FMI は、事業戦略の杜撰な執行より生じる損失、負のキャッシュフロー、予想外に過大な営業費用を含む、ビジネスリスクを特定・モニター・管理するための強固な管理・コントロールのシステムを備えるべきである。

全銀協は外為円決済制度の運営業務を行っており決済には参加していないことから、原則、全銀協に責がない限り、日本銀行および参加銀行に対して債務を負うことは想定されない。

外国為替円決済制度の運営業務を含む全銀協における業務等については、決裁者や手続き等を定めた全銀協の内部規定に沿って行われているほか、全銀協の事務局内に設置している内部監査室の業務監査・会計監査等を受けている。なお、外為円決済制度の運営に係る特別会計を含む全銀協の財務監査については、監査法人による外部監査を受けている。

重要な考慮事項 2：FMI は、事業上の損失が発生した場合に継続事業体として業務・サービスを提供し続けることができるよう、資本（例えば普通株式、公表準備金などの内部留保）を財源とするネットベースの流動資産を保有すべきである。FMI が保有すべき資本を財源とするネットベースの流動資産の額は、そのビジネスリスクの特性と、必要に応じて、不可欠な業務・サービスの再建や秩序立った撤退が行われる場合に、それに要する期間の長さによって決定すべきである。

外為円決済制度に関連するビジネスリスクとしては、極めて可能性は低いものの、①参加銀行が外為円規則等に違反した行為または自行システムの障害その他参加銀行の責に帰すべき事由によって全銀協に損害が生じるケース、②日銀ネットの障害や外為円決済制度の運営上の事故その他全銀協の責に帰さない事由により全銀協に損害が生じるケース、③運営主体としての制度運営やオペレーション上の事務ミス等の全銀協の責により損害が生

じるケースや参加銀行が経費を支払わないケースが、考えられ得る。

外為円規則等では、以下の損害負担方法を規定している。

- ①参加銀行が外為円規則等に違反した行為または自行システムの障害その他参加銀行の責に帰すべき事由によって生じた損害は、当該参加銀行の負担（外為円規則 37 条 1 項・2 項）
- ②日銀ネットの障害、外為円決済制度の運営上の事故その他全銀協の責に帰さない事由により全銀協に生じた損害は、参加銀行の共同負担（同条第 3 項、同第 15 条）
- ③運営主体としての制度運営やオペレーション上の事務ミス等の全銀協の責により生じた損害や参加銀行が経費を支払わないことによる損害は、全銀協の資産の活用が想定されるほか、臨時経費分担金を参加銀行から徴収することができる仕組み（第 15 条）となっている。なお、過去に外国為替円決済制度の運営に関して損害が生じたことはなく、臨時経費分担金の徴収を行ったこともない。

重要な考慮事項 3 : FMI は、再建と秩序立った撤退のための実行可能な計画を保持すべきであり、この計画を実行する上で十分な資本を財源とするネットベースの流動資産を保有すべきである。FMI は、少なくとも当期の営業費用の 6 カ月分に相当する資本を財源とするネットベースの流動資産を最低限保有すべきである。これらの資産は、財務資源に関する諸原則に基づいて参加者破綻などのリスクをカバーするために保有する財源とは別のものである。ただし、国際的なリスクベースの自己資本基準に基づいて保有する資本は、二重規制を回避する上で関連性があり、適切である場合は、資本に含めることができる。

全銀協の責めで損害が生じることがあった場合においても、全銀協の資産の活用が想定される。外為円決済制度の運営に関して生じた損害であれば、外為円規則（第 15 条）等で規定するとおり、全銀協の総会で決議のうえ、臨時経費分担金を参加銀行から徴収することができる仕組みとなっている。なお、過去に臨時経費分担金の徴収を行ったことはない。

重要な考慮事項 4 : ビジネスリスクをカバーするために保有する資産は、FMI が厳しい市場環境を含む様々なシナリオの下で、当期や将来の営業費用を賄えるために、質が高く十分に流動性のある資産として保有するべきである。

外為円決済制度の資本を財源とするネットベースの流動資産は預金であり、預金の払戻しを行うことで価値を失うことなく現金に転換することができる。当期や将来の年間経費

を賄うための収入は、参加銀行からの経費分担金であり、予算額に応じて決定され、市場環境の状況に関わらず負担される。また、外為円決済制度の運営に関して全銀協に生じた損害については、全参加銀行の共同責任とし、その損害は総会の承認のうえ、原則として経費分担基準により、全加盟銀行の共同負担とする枠組みを備えている。なお、過去に外国為替円決済制度の運営に関して損害が生じたことはなく、臨時経費分担金の徴収を行ったこともない。

重要な考慮事項 5 : FMI は、仮に資本水準が必要とされる額に近づいたり、下回ったりする場合には、追加的な資本を調達するための実行可能な計画を保持すべきである。この計画は、取締役会の承認を受け、定期的に更新されるべきである。

年度初めに該当年度の事業予算について参加銀行から経費分担金を徴収することで、事業遂行に当たっての安定的な予算収入の確保に努めるとともに、予算の範囲内で業務を執行している。全銀協の責めで損害が生じることがあった場合においても、全銀協の資産の活用が想定されるほか、外為円決済制度の運営に関して生じた損害であれば、外為円規則等で規定するとおり、全銀協の総会で決議のうえ、臨時経費分担金を参加銀行から徴収することができる仕組みとなっている。なお、過去に外国為替円決済制度の運営に関して損額が生じたことはなく、臨時経費分担金の徴収を行ったこともない。

また、外為円決済制度では、全銀協を介することなく、銀行間の資金決済に中央銀行マネーによる RTGS を採用しており、外為円決済制度の運営主体である全銀協に起因する信用リスクや資金流動性リスクは想定されない。なお、全銀協は、元本割れの危険がある有価証券、金融商品等に対する投資を一切行っていない。

原則 16：保管・投資リスク

FMI は、自らと参加者の資産を保全するとともに、これらの資産の損失やアクセスの遅延のリスクを最小化すべきである。FMI による投資は、最小限の信用リスク・マーケットリスク・市場流動性リスクを持つ商品に対して行われるべきである。

重要な考慮事項 1：FMI は、自らと参加者の資産を監督・規制下にある主体に保管すべきであり、こうした主体は、その資産を十分に保全するための厳格な計理実務・保管手続・内部統制を備えるべきである。

外為円決済制度の資産（本制度では経費に相当）は年度初めに参加銀行から徴収する経費分担金のみであり、その資産は投資せず、銀行法にもとづいた金融庁の監督の下にある都市銀行に預金している。

重要な考慮事項 2：FMI は、自らの資産と参加者から預託を受けた資産に必要な時に迅速にアクセスできるべきである。

外為円決済制度の資産（本制度では経費に相当）は預金していることから、迅速なアクセスが可能である。

重要な考慮事項 3：FMI は、相互の関係をあらゆる角度から考慮しつつ、カストディ銀行に対するエクスポージャーを評価・理解すべきである。

外国為替円決済制度はカストディ銀行を利用していないため、本事項については対象外である。

重要な考慮事項 4：FMI の投資戦略は、全般的なリスク管理戦略と整合的であり、参加者に全面的に開示されるべきである。FMI による投資は、信用力の高い債務者に対する債権によって保全されているものや、そうした債権に対するものであるべきである。いずれの場合も、FMI による投資は、価格変動の悪影響が全くまたは殆どなく、迅速に処分できる必要がある。

外国為替円決済制度は投資を行っていないため、本事項については対象外である。

原則 17 : オペレーショナルリスク

FMI は、オペレーショナルリスクをもたらし得る内部・外部の原因を特定し、適切なシステム・手続・コントロール手段の使用を通じて、その影響を軽減すべきである。システムは、高度のセキュリティと事務処理の信頼性を確保するように設計するとともに、適切かつ拡張可能性を持った処理能力を備えるべきである。業務継続体制は、広範囲または重大な障害発生時も含めて、事務処理の適時の復旧と FMI の義務の履行を目的とすべきである。

重要な考慮事項 1 : FMI は、オペレーショナルリスクを特定・モニター・管理するため、適切なシステム・方針・手続・コントロール手段を備えた頑健なオペレーショナルリスク管理の枠組みを設けるべきである。

外為円決済制度は 2008 年 10 月から日銀ネット当座預金系の RTGS による即時処理を全面的に導入していることからオペレーショナルリスクを除くリスクは基本的には想定されておらず、また、外為円決済制度の交換決済事務処理は日本銀行に委託している。

日本銀行は、オペレーショナルリスク管理として、事務内容を詳細に検討し、リスクをコントロールする事務フローを整備したうえで、取引先金融機関向けおよび日本銀行内部向けに詳細な事務手続きを定めている。また、日銀ネット当預系のシステム設計段階においてリスクを特定し抑止するシステム構築を行っている。さらに、業務継続体制に関しては、重要な機器類を二重化するとともにほぼリアルタイムでデータがバックアップセンターに反映されているほか、2 時間以内にバックアップセンターに切り替えることも可能である。

また、加盟銀行のシステムについては、日本銀行においてモニター・管理が行われており、加盟銀行自らにおいてもリスク管理を行っている。

重要な考慮事項 2 : FMI の取締役会は、オペレーショナルリスクに対処する役割と責任を明確に定義すべきであり、FMI のオペレーショナルリスク管理の枠組みを承認すべきである。システム・運用方針・手続・コントロール手段については、定期的または重大な変更後に、評価・監査・検証すべきである。

外為円決済制度は 2008 年 10 月から日銀ネット当座預金系の RTGS による即時処理 (RTGS)

を全面的に導入していることからオペレーショナルリスクを除くリスクは基本的には想定されておらず、また外為円決済制度の交換決済事務処理は日本銀行に委託している。

日本銀行は、オペレーショナルリスク管理として、事務内容を詳細に検討し、リスクをコントロールする事務フローを整備したうえで、取引先金融機関向けおよび日本銀行内部向けに詳細な事務手続きを定めている。

また、年次で定期的実施している BCP 訓練後、加盟銀行にアンケートを実施のうえ、その内容を検証しリスク管理制度について必要に応じて見直しを検討する体制をとっている。

あわせて、外為円決済制度については、内部監査部門による監査結果は理事会に報告されるとともに、全銀協の事務委員会や外為円決済制度運営部会における外為円決済制度の運営に係る評価・検証には、常に外為円決済制度に参加している加盟銀行・参加銀行の代表者が加わっている。

なお、外為円決済制度に係る最上位規則である外為円規則は理事会において決定され、その下位規則である外為円細則等は理事会から権限委任を受けた事務委員会において決定されている。

重要な考慮事項 3：FMI は、事務処理上の信頼性の目標を明確に定義し、そうした目標を達成するよう意図された方針を有するべきである。

外為円決済制度は、外為円規則において、協会が運営する外為円決済制度の組織および業務の方法について定め、もって決済制度の円滑な運営を図ることを目的として掲げるとともに、参加銀行は相互に誠意と信頼をもって業務の遂行に協力するものと規定している。

また、日本銀行においては、日本銀行法において「銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資する」ことを目的としており、外為円決済制度が業務委託している日銀ネットのシステム処理についても、この目標の下、高い稼働率、故障のない堅牢性、安定運営等の事実をもって事務処理上の信頼性を得ている。あわせて、日本銀行では、情報セキュリティ・ポリシーを定めて文書化する等の取り組みを行っている。

重要な考慮事項 4：FMI は、増大するストレス量进行处理し、サービス水準の目標を達成するための適切な拡張可能性のある処理能力を確実に備えるべきである。

外為円決済制度が業務委託し日本銀行が運営している日銀ネットについては、想定事務量の調査を必要に応じて実施することで、適正な事務処理能力が確保されている。

重要な考慮事項 5 : FMI は、すべての潜在的な脆弱性と脅威に備える、包括的な物理的セキュリティと情報セキュリティに関する方針を備えるべきである。

全銀協は情報セキュリティに関する包括的な方針として、「情報セキュリティポリシー」を定めており、同方針では、アクセス管理等の物理的セキュリティについてもカバーしている。このほか、自然災害発生時等を想定した BCP 方針・態勢を定めている。

また、外為円決済制度が業務委託し日本銀行が運営している日銀ネットについては、日本銀行の規程類に物理的セキュリティおよび情報セキュリティについて定められている。

重要な考慮事項 6 : FMI は、広範囲または重大な障害発生を招き得る事象を含む、重大な事務処理障害のリスクをもたらす事象に対応するための業務継続計画を備えるべきである。この計画には、代替施設の使用も織り込むべきであり、不可欠な情報システム（IT システム）は事務処理の停止から 2 時間以内の再開を確保する設計とすべきである。極端な状況が生じた場合にも、事務処理の障害のあった当日中に FMI が決済を完了できるよう計画を策定すべきである。FMI は、こうした枠組みを定期的に検証すべきである。

全銀協内では、取扱要綱に則った具体的な連絡手順、確認事項、対応方法等をマニュアル化しており、障害の原因を特定したうえでの対応策を予め規定している。また、参加銀行等への連絡を即時に行えるよう、連絡先を整備している。なお、全銀協および参加銀行における緊急時の事務対応習熟等のため、年次で日本銀行および参加銀行と BCP 訓練等を行っている。

また、外為円決済制度が業務委託し日本銀行が運営している日銀ネットについては、業務継続体制に関し重要機器類を二重化するとともにほぼリアルタイムでデータがバックアップセンターに反映されているほか、2 時間以内にバックアップセンターに切り替えることも可能である。また、極端な状況が生じた場合にも、事務処理の障害のあった当日中に FMI が決済を完了できるよう BCP 体制を構築しており、その実効性については BCP 訓練を実施することで確認している。

重要な考慮事項 7 : FMI は、主要な参加者・他の FMI・サービス業者・公益事業者（utility

provider) が FMI の事務処理にもたらすリスクを特定・モニター・管理すべきである。さらに、FMI では、自らの事務処理が他の FMI にもたらすリスクを特定・モニター・管理すべきである。

外国為替円決済制度は、各主体が外為円決済制度の事務処理に及ぼすリスクについて以下のとおり把握し、管理を行っている。

【加盟銀行】

加盟銀行から及ぼされる主なリスクは、各銀行システムの障害である。

外為円決済制度では、加盟銀行の障害発生の場合に緊急措置が講じられるよう取扱要綱を定めており、システム障害発生時は、当該銀行から全銀協に速やかに連絡することとしており、当該銀行との間で状況を確認のうえ、日銀ネットの支払指図電文入力時間の変更の要否について日本銀行等の関係者と協議することとしている。

【他の FMI】

業務を遂行するうえで欠かすことができない FMI は、日本銀行である。日本銀行からもたらされるリスクとしては、日銀ネットの障害があるが、日銀ネットについては業務継続体制に関し重要機器類を二重化するとともにほぼリアルタイムでデータがバックアップセンターに反映されているほか、2 時間以内にバックアップセンターに切り替えることも可能である。なお、日銀ネットでは、当預系のシステム設計段階においてリスクを特定し抑止するシステム構築を行っている。

原則 18：アクセス・参加要件

FMI は、公正で開かれたアクセスを可能とするよう、客観的かつリスク評価に基づいた参加要件を設定し、公表すべきである。

重要な考慮事項 1：FMI は、直接参加者のほか、必要に応じて間接参加者その他の FMI に対して、リスクに関連付けられた合理的な参加要件に基づいて、自らのサービスへの公正で開かれたアクセスを可能とすべきである。

外為円決済制度の参加資格には、加盟銀行と決済制度事務委託銀行があり、いずれも所定の法にもとづいて設置された金融機関である必要がある。また、加盟銀行については、加盟銀行として新規参加（または資格変更）後に、支払指図電文の送受信数や金額に関して一定基準を充足することが見込まれる必要がある。

なお、外為円規則の第 10 条および第 11 条の規定で、加盟銀行および決済制度事務委託銀行の資格喪失要件や、除名事由を定めている。

上述の参加要件については、全銀協ウェブサイトで公表している外為円規則、外為円細則に記載されている。

外為円決済制度への加盟銀行としての新規参加（または加盟銀行への資格変更等）に当たっては、日本銀行と予め協議を行っている。

重要な考慮事項 2：FMI の参加要件は、FMI および業務を提供する市場にとって安全性・効率性の観点から正当化されるものでなければならない。また、FMI 固有のリスクに応じて、そのリスクに見合うように設定され、公表されるべきである。FMI は、リスクコントロール基準が受入可能な範囲に維持されることを条件として、状況が許す限り、アクセスへの影響が最も限定的となる参加要件を定めるよう努めるべきである。

外為円決済制度の参加資格は、「重要な考慮事項 1」に記載のとおり、外為円決済制度の安全性、効率性確保の観点から適切なものとなっていると考えられる。

また、参加資格は、外為円決済制度を取り巻く環境の変化等に応じて、必要に応じて適宜見直しの検討等が行われている。

重要な考慮事項 3：FMI は、参加要件の遵守状況のモニタリングを継続的に行うべきであ

る。また、参加要件に違反した参加者や、要件を満たさなくなった参加者について、参加停止や秩序立った退出を円滑に行うために明確に定められた手続を備え、これを公開するべきである。

外為円決済制度は、外国為替円決済制度規則第 10 条の規定により、加盟銀行が加盟資格の要件の喪失を含む加盟資格の喪失事象に該当することとなったときは、全銀協へ報告することを義務づけている。

また、外国為替円決済制度管理室は、金融庁からの公表情報を随時確認し、参加銀行の適時性と正確性を確保している。

外国為替円決済制度は、外国為替円決済制度規則第 10 条において、加盟銀行が要件の喪失や破産手続の開始、除名等に該当した場合には、加盟資格を喪失することとしている。

また、外為円決済制度第 11 条において参加銀行の営業状態が危険であると認められる事実があったとき等には、当該参加銀行に対し、理事会の決議をもって外為円決済制度から除名することができることとしている。

このほか、外国為替円決済制度は、外国為替円決済制度規則第 33 条により、外国為替円決済制度規則または協会の決定事項に係る著しい違反等があった場合には、日本銀行との協議のうえ、加盟銀行に対し、外国為替円制度利用の一時停止の措置を講ずることができることとしている。また、一時停止措置については、外国為替円決済制度規則第 11 条により、特別な事情があると認められる場合を除き、第 33 条に規定する内国為替決済額の不払い等による一時停止の措置が相当の期間において講じられている場合には、除名することとしている。

原則 19：階層的参加形態

FMI は、階層的な参加形態から生じる FMI に対する重要なリスクを特定・モニター・管理すべきである。

重要な考慮事項 1：FMI の規則・手続・契約は、階層的な参加形態から生じる FMI に対する重要なリスクを特定・モニター・管理するために、FMI が間接参加に関する基本的な情報を収集できるように整備されるべきである。

外為円決済制度には直接参加と間接参加の二つの形態があり、日銀ネットに直接参加して外為円決済事務を処理する者を「加盟銀行」、加盟銀行に外為円決済事務を委託して間接的に参加する者を「決済制度事務委託銀行」、決済制度事務委託銀行から事務委託を受けている加盟銀行を「受託銀行」と定めている。

2019 年 6 月末現在、受託銀行 8 行に対し決済制度事務委託銀行は 173 行存在するが、受託銀行と決済制度事務委託銀行間の支払指図の交換および交換した支払指図に記載された金額の受払いに関する事務については、外為円規則において、当該行間で委託契約を締結することとしている。受託銀行は外為円規則等に定める受託銀行としての基準を満たすとともに、委託契約に規定される取極めにもとづいて決済制度事務委託銀行の支払指図および資金受払いを執行する。仮に特定の受託銀行が被災した場合等においても、その委託元である決済制度事務委託銀行は自らが日銀当座預金を直接振り替えること等により支払指図を実行できる。また外為円規則等では、当該被災が長期化する場合には、決済制度事務委託銀行は受託銀行を変更することができると定められており、階層的な参加形態から生じる制度上のリスクは認識されない。

また、決済制度事務委託銀行について、連絡先等は随時更新しており、定例的な情報収集として委託量調査（毎年 3 月中の取扱量（①受託銀行、②受取／支払件数・金額）を年度初めに調査）を実施し、間接参加者の取引量の把握もしている。そのため、決済制度事務委託銀行の受託銀行への委託量をもとに、多くの決済制度事務委託銀行を有する受託銀行や取引件数・金額の大きい決済制度事務委託銀行を特定することができる。

受託銀行を含む加盟銀行の経営上の重要な変動（例えば、加盟銀行が要件の喪失や破産手続の開始、除名等に該当した場合）については原則 18（アクセス・参加要件）の重要な考慮事項 3 をご参照。

重要な考慮事項 2：FMI は、自らに影響し得る直接参加者・間接参加者間の重要な依存関係を特定すべきである。

「重要な考慮事項 1」 参照。

重要な考慮事項 3 : FMI が扱う取引のうち間接参加者がかなりの割合を占める場合や、間接参加者の取引件数または価額が FMI へのアクセスを提供する直接参加者のリスク対応能力と比較して大きい場合には、こうした取引に起因するリスクを管理するため、当該間接参加者を特定すべきである。

「重要な考慮事項 1」 参照。

重要な考慮事項 4 : FMI は、階層的な参加形態から生じるリスクを定期的に検証し、適切な場合には、こうしたリスクの軽減措置を取るべきである。

「重要な考慮事項 1」 参照。

原則 20 : FMI 間リンク

FMI は、単独または複数の FMI とリンクを構築している場合、リンクに関連するリスクを特定・モニター・管理すべきである。

外国為替円決済制度は他の FMI とのリンクを構築していないため、本事項については対象外である。

原則 21：効率性・実効性

FMI は、その参加者と業務を提供する市場の要件を満たす上で効率的・実効的であるべきである。

重要な考慮事項 1：FMI は、特に清算・決済制度の選択、事務処理体制、清算・決済・記録の対象商品の範囲、技術・手順の利用に関して、参加者や業務を提供する市場のニーズを満たすよう設計されるべきである。

外為円決済制度に関する参加銀行のニーズについて、随時の参加銀行、運営部会、運営連絡会等への意見照会を通じて確認しており、日銀ネットに関する要望等は必要に応じて日本銀行に伝達し協議している。

重要な考慮事項 2：FMI は、最低サービスレベル、リスク管理の期待度、業務の優先度などの領域において、測定可能かつ達成可能な目標・目的を明確に定めるべきである。

外為円決済制度の目的は、「全銀協の定款の規定にもとづき、全銀協が運営する外国為替円決済制度の組織および業務の方法について定め、もって決済制度の円滑な運営を図ること」である。外為円決済制度に関し明らかになった課題については、参加銀行の代表で構成する各種会議において、課題解決に向けた検討を行っている。

重要な考慮事項 3：FMI は、その効率性と実効性を定期的に評価するための仕組みを導入しておくべきである。

外為円決済制度の業務目標は、外為円決済制度の円滑な運営であり、外為円決済制度の運用状況（日次で確認し、月次で参加銀行に開示・評価）、システム障害の状況（参加銀行および日本銀行からの連絡を受け次第、随時評価）、支払指図電文の送信に関する申合せの遵守状況等の確認を行っている。

原則 22：通信手順・標準

FMI は、効率的な支払・清算・決済・記録を促進するため、これに関連する国際的に受け入れられた通信手順・標準を使用し、または最低限これに適合すべきである。

重要な考慮事項 1：FMI は、国際的に受け入れられている通信手順・標準を使用するか、最低限、これに適合すべきである。

支払指図の電文の伝送およびこれに付随する事務は日本銀行に委託していることから、外為円決済制度で用いられている通信手段は、日銀ネットで利用されているものである。具体的には、通信手順には国際的な通信の標準であるインターネット・プロトコル(TCP/IP)を利用している。2015 年 10 月の新日銀ネット全面稼動開始以降の電文フォーマットは、XML メッセージ（そのうち一部は ISO20022 メッセージ）となっている。

原則 23：規則・主要手続・主要データの開示

FMI は、参加者が FMI への参加に伴うリスクと料金などの重要なコストを正確に理解できるよう、明確かつ包括的な規則と手続を設けるとともに、十分な情報を提供すべきである。FMI の関係するすべての規則と主要な手続は、公表されるべきである。

重要な考慮事項 1：FMI は、明確かつ包括的な規則・手続を採用し、参加者に十分に開示すべきである。関係する規則と主要な手続も公表すべきである。

外為円規則等は、全銀協ウェブサイトで公表されている。また、その他規程類についても、参加銀行がアクセスできるウェブサイトに掲載しているほか、それらの改正時には、改正箇所・理由を明示したうえで日本銀行や参加銀行に周知している。新規参加銀行や規程類について理解が不十分と思われる参加銀行があった際は、必要に応じて、個別に説明等を行っている。

なお、外為円規則等を改正する際は、参加銀行への意見照会や運営部会における検討を行い、本邦の諸法制との整合性に係る全銀協内部のリーガル部門のチェックを経たうえで、事務委員会または理事会における決議およびその過程における日本銀行との協議を行っている。

重要な考慮事項 2：FMI は、そのシステムの設計と運営のほか、参加者が FMI への参加に伴って生じるリスクを評価できるよう、FMI と参加者の権利・義務についても明瞭な記述を用いて開示すべきである。

システムの設計および運営については、日銀ネット利用細則等が日本銀行ウェブサイトで公表されている。

外為円規則等は、全銀協ウェブサイトに公表されている。

重要な考慮事項 3：FMI は、参加者が FMI の規則・手続や FMI への参加によって直面するリスクを理解しやすくなるよう、すべての必要かつ適切な文書を提示し、研修を実施すべきである。

外為円規則等は、全銀協ウェブサイトに公表されている。また、外為円決済制度に新規参加する金融機関には、面談を通じた説明等を通じて理解促進を図っている。

重要な考慮事項 4 : FMI は、提供する個別サービス水準での料金と、利用可能な割引に関する方針を公表すべきである。FMI は、比較を可能とする目的から、有料サービスについて明確に記述すべきである。

外為円決済制度では、制度運営にかかる経費とその分担基準を外為円規則等に規定している。なお、利用可能な割引はない。

重要な考慮事項 5 : FMI は、「金融市場インフラのための情報開示の枠組み」(CPSS-IOSCO) に対する回答を定期的に作成・公表すべきである。FMI は、最低限、取引の件数・金額の基本データを開示すべきである。

外為円決済制度は、2017 年 7 月 31 日に「金融市場インフラのための情報開示の枠組み」(CPSS-IOSCO)に対する回答を公表しており、今回、定期的な見直しを実施するとともに、本回答における取引の件数・金額の基本データを更新している。

事務処理に関する基本情報と実績統計については、日本銀行から提供を受けた計数（一日当たりの取引件数、金額等）を月次で参加銀行に提供しているほか、年次の計数（一か月当たりの取引件数）を全銀協ウェブサイトで公表している。

原則 24：取引情報蓄積機関による市場データの開示

TR は、関係当局と公衆に対して、各々のニーズに沿って、適時にかつ正確なデータを提供すべきである。

外国為替円決済制度は TR（取引情報蓄積機関）ではないため、本事項については対象外である。

V 公表物のリスト

全銀協の活動に関する情報は、ウェブサイト (<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/>) に掲載している。

そのうち、全銀協の組織に関連する掲載コンテンツは以下のとおりである。

(※以下は全銀協のウェブサイトにおける見出し順に記載。)

- ・全銀協の活動を知りたい方
 - ・組織概要
 - ・全銀協の組織
 - ・組織
 - ・全銀協委員会組織
 - ・事務局組織

また、外為円決済制度に関連する掲載コンテンツは以下のとおりである。

- ・全銀協の活動を知りたい方
 - ・各種活動
 - ・決済システム等の企画・運営
 - ・外国為替円決済制度
 - ・外国為替円決済制度規則
 - ・外国為替円決済制度施行細則
 - ・統計資料
 - ・決済統計年報
 - ・決済統計年報（年度別）
 - ・6. 外国為替円決済交換高

以 上